

(財)介護労働安定センター職員の不祥事について

1. 事実内容

職員は、平成20年11月から平成22年5月までの期間において、経理関係書類の偽造、インターネット・バンキングの不正操作等の不正な経理処理を行い、(財)介護労働安定センターの事業資金約450万円を着服したものの。

2. 対応

(1) 処分内容

- ・平成22年7月31日付懲戒解雇

(2) 管理監督責任等

- ・管理監督者を含む関係者の責任については、今後、事実関係を把握した後、必要に応じてしかるべき処分等を行うこととする。

(3) 再発防止策

- ・事実の把握と発生原因の究明を行った上で、適切な措置をとることとする。